

東京有明医療大学学則

第1章 総則

(目的、名称、位置)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く保健、医療、福祉に関する専門の学問を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、高い倫理観に基づく人間形成を重んじ、国民の保健衛生に寄与すると共に、国際性に富む有為の人材を育成することを目的とし、東京有明医療大学と称する。

2 学部の目的は、次の各号のとおりとする。

(1) 保健医療学部は、鍼灸学、柔道整復学が我が国において広く国民の保健医療に貢献してきた歴史と、現代医療における両学の位置づけを正しく理解するとともに、豊かな人間性の涵養と高度な専門知識、確かな臨床技術の修得を通じて、国民の保健衛生に寄与できる医療人を育成することを目的とする。

(2) 看護学部は、少子高齢社会の到来という時代にあつて、人類の歴史上、かつて体験したことのない健康福祉にかかる人々の多様な問題に対して、専門職としての判断と技術が駆使できるよう、必要な学問体系をもって教育訓練をし、国民の保健衛生に寄与できる医療人を育成することを目的とする。

3 学科の目的は、次の各号のとおりとする。

(1) 保健医療学部鍼灸学科は、東洋医学の知恵と技術を現代に活かし、高度な臨床能力と研究的思考能力を備えた鍼灸師を育成することを目的とする。

(2) 保健医療学部柔道整復学科は、理論と実践の両面から優れた臨床能力を養い、科学的な視点と倫理観を備えた柔道整復師を育成することを目的とする。

(3) 看護学部看護学科は、看護の本質を踏まえ、第一級の看護を提供できる看護師を育成することを目的とする。

4 本学は、東京都江東区有明二丁目9番1号に位置する。

(自己点検及び評価等)

第2条 本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活動等の改善及び充実に努める。

2 前項の点検及び評価を行うにあつての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(個人情報保護)

第3条 本学は、学生の個人情報保護に努める。

2 個人情報保護に関する必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

(学部、学科、入学定員及び収容定員)

第4条 本学に、学校法人花田学園組織規程（以下「組織規程」という。）第14条第1項の規定に基づき、次の学部及び学科を置き、その入学定員及び収容定員は、次のと

おりとする。

学 部	学 科	入学定員 (人)	収容定員 (人)
保健医療学部	鍼灸学科	60	240
	柔道整復学科	60	240
看護学部	看護学科	50	200
合 計		170	680

(大学院)

第5条 本学に、組織規程第14条第2項の規定に基づき、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、東京有明医療大学大学院学則において別に定める。

(図書館、医療施設)

第6条 本学に、組織規程第30条から第33条の規定に基づき、附属図書館並びに附属医療施設として附属鍼灸センター、附属接骨センター及び附属クリニックを置く。

2 前項の附属施設に関する必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 本学に、組織規程第21条に基づき、事務局を置く。

2 事務局の組織及び事務分掌に関する必要な事項は、別に定める。

第3章 教職員の組織

(教職員組織)

第8条 本学に、次の職員を置く。

(1) 教育職員 教授、准教授、講師、助教及び助手

(2) 事務職員

2 本学に、組織規程第15条から第33条までの規定に基づき、必要な役職者を置く。

第4章 教授会、大学協議会及び大学運営会議

(教授会)

第9条 本学の学部、に、教授会を置く。

2 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

(大学協議会)

第10条 本学に、大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する必要な事項は、別に定める。

(大学運営会議)

第11条 本学に、大学運営会議を置く。

2 大学運営会議に関する必要な事項は、別に定める。

(各種委員会)

第12条 学長が必要と認めるときは、課題ごとに委員会(以下「各種委員会」という。)を置くことができる。

2 各種委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第 14 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

前学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

- 2 学長は、前学期、後学期の授業日数を調整するため、前学期及び後学期の始期及び終期を変更することができる。

(休業日)

第 15 条 休業日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 本学園創立記念日 4 月 20 日
- 2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学長が別に定める。
- 3 学長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、若しくは臨時に休業日を定め、又は休業日に授業を課すことができる。

第 6 章 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第 16 条 本学の修業年限は、4 年とする。ただし、8 年を超えて在学することはできない。また第 22 条第 1 項の規定により入学した学生は、同条第 2 項により定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第 7 章 入学

(入学の時期)

第 17 条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学の資格)

第 18 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験（平成 17 年度文部科学省令第 1 号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (6) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で 18 歳に達した者

(入学の出願)

第 19 条 入学志願者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、願い出なければならない。なお、出願の時期、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第 20 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 21 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(学士入学、編入学、転入学及び再入学)

第 22 条 学長は、次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志望するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 本学の他の学部若しくは同一学部の他の学科を卒業した者又は他の大学を卒業した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を卒業した者
- (3) その他法令により大学への編入学及び転入学が認められている者
- (4) 本学を願い出により退学した者又は除籍された者で、同一学科に再入学を希望する者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の審議を経て学長が決定する。

第 8 章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第 23 条 教育課程の編成は、本学の学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に行うものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部及び学科の専攻分野に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第 24 条 学部及び学科の教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(授業科目及び単位数)

第 25 条 各授業科目及び単位数については、別表 1、別表 2、別表 3 及び別表 4 に定めるところによる。

(単位の授与)

第 26 条 授業科目を履修した学生に対しては、成績評価基準に基づき評価を行い、所定の単位を与える。

2 履修及び試験等の方法等は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等)

第 27 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の審議を経て、学長は 60 単位を限度として卒業要件となる単位として認めることができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 28 条 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないこととする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 29 条 教育上有益と認めるときは、学長は学生が入学前に他の大学又は短期大学等において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 前項により認定できる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 27 条及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60 単位を超えないこととする。

(履修科目の評価)

第 30 条 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C・Dの評語をもって表し、S・A・B・Cを合格とする。

第 9 章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 31 条 疾病その他特別の理由により引き続き 2 か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学は、1 年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として引き続き休学することができる。

3 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

4 休学期間は、第 16 条の在学期間には算入しない。ただし、復学により当該休学期間が 2 か月に満たないときは、その期間は在学したものとみなす。

5 疾病その他特別の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(復学)

第 32 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第 33 条 他の大学等への入学又は転入学を志望する者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 34 条 外国の大学等で学修することを志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第 16 条に定める在学期間を含めることができる。
- 3 第 27 条の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

(願い出による退学)

第 35 条 疾病その他特別の理由により退学しようとする者は、学長の許可を得て退学することができる。

(除籍)

第 36 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て、学長が除籍を決定する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 第 16 条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第 31 条第 2 項及び第 3 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第 10 章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第 37 条 第 16 条に規定する修業年限以上在学し、第 25 条で定める卒業要件単位を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

第 38 条 学長は、卒業を認定した者に対して、次の区分に従い学士の学位を授与する。

- | | |
|------------|-----------|
| 保健医療学部鍼灸学科 | 学士（鍼灸学） |
| 柔道整復学科 | 学士（柔道整復学） |
| 看護学部 看護学科 | 学士（看護学） |

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 賞罰

(表彰)

第 39 条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会及び大学協議会の審議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 40 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会及び大学協議会の審議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなくて出席常でない者で、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章 科目等履修生、聴講生、研究生、研修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 41 条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学部学生の履修に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として学長が入学を許可し、単位を授与することができる。

- 2 前項の単位の授与については、第 26 条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 42 条 本学の学生以外の者で、本学に定める授業科目の一部を選択し聴講を希望する者があるときは、学生の学習を妨げない限り、選考のうえ、聴講生として学長が入学を許可することができる。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 43 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として学長が入学を許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は、1 年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 4 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(研修生)

第 44 条 本学において、特定の専門事項について研修することを志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、研修生として学長が入学を許可することができる。

- 2 研修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 45 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として学長が入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 13 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(納付金)

第 46 条 入学検定料、入学金、授業料等の納付金（以下「授業料等」という。）については、別表 5 に定めるところによる。

- 2 前項のほか特定の資格取得のための科目等を履修する者は、別に定める履修費等を納入しなければならない。

(授業料等の納期)

第 47 条 授業料等は、年額を別に定める期日までに納入しなければならない。ただし、次の 2 期に分けて納入することができる。

区 分	納 期
前学期（ 4月から9月まで）	4月中の別に定める期日まで
後学期（10月から翌年3月まで）	10月中の別に定める期日まで

（復学等の場合の授業料等）

第 48 条 前学期又は後学期の中途において復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期の授業料等を、復学又は入学した月に納入しなければならない。

（学年の途中で卒業する場合の授業料等）

第 49 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの期までの授業料等を納入しなければならない。

（退学及び停学の場合の授業料等）

第 50 条 前学期又は後学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

3 前2項以外の場合については、理事長が決定する。

（休学の場合の授業料等）

第 51 条 休学期間中の授業料等は徴収する。ただし、休学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期について納入すべき授業料等を減額する。

（科目等履修生、聴講生、研究生及び研修生の授業料等）

第 52 条 科目等履修生、聴講生、研究生及び研修生の入学検定料、入学金及び授業料等については、別に定める。

（納付金の返付）

第 53 条 納付した入学検定料、入学金及び授業料等は、第 51 条のただし書きの場合を除き返付しない。ただし、入学初年度の授業料等については、入学年度直前の3月末日までに、所定の手続きにより申請した者に限り返付する。

第 14 章 公開講座

（公開講座）

第 54 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

第 15 章 改廃

（学則の改廃）

第 55 条 この学則の改廃は、各教授会及び大学協議会において協議し、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改定後の第 28 条の規定にかかわらず平成 26 年 4 月 1 日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 保健医療学部 鍼灸学科

区分	授業科目	開講 年次	単位数		備考		
			必修	選択			
共通基礎 科目	自然の 科学	生き物の科学（生物学）	1	2		選択科目5単位以上修得	
		物質の反応（化学）	1	2			
		物質の科学（物理学）	1	2			
	人間と社会	学びの技法入門	1	1			
		法学（日本国憲法）	1		2		
		社会保障の基礎	1	2			
		心理学概論	1		2		
		健康の創造（体育理論）	1		1		
		健康スポーツ（体育実技）	1		1		
	言語と コミュニケーション	英語 I	1	1			
		英語 II	1		1		
		英語コミュニケーション	2		1		
		中国語 I	1	1			
処 理 情 報	中国語 II	1		1			
	情報リテラシー I	1	1				
情報 情 報 リ テ ラ シ ー II	情報リテラシー II	1	1				
		1	1				
専門基礎 科目	医学教養	関係法規	3	1			
		医学概論（生命医療倫理を含む）	1	1			
		医療人のための英語（医学英語）	3		1		
		カウンセリング入門	1	1			
		社会鍼灸学	2	1			
		中薬物学	3		1		
		手技療法入門論	2		1		
	鍼灸経営論	4	1				
	現代医学の基礎	人体構造学 I（総論・組織）	1	2			
		人体構造学 II	1	2			
		人体構造学 III	2	2			
		人体構造学実習	2	1			
		人体機能学 I	1	2			
		人体機能学 II（動物機能・運動生理を含む）	1	2			
		人体機能学 III	2	2			
		人体機能学実習	2	2			
		病理学	2	1			
		病理学実習	3	1			
		衛生学・公衆衛生学	2	2			
解剖生理学演習 I		3	2				
解剖生理学演習 II	3	2					
免疫疫学	2		1				
生化学	1	1					
臨床薬理学	3		1				

専門基礎科目	現代医学の臨床	臨床医学総論Ⅰ	2	1	
		臨床医学総論Ⅱ	2	1	
		臨床医学総論Ⅲ	3	1	
		臨床医学各論Ⅰ	2	1	
		臨床医学各論Ⅱ	3	1	
		臨床医学各論Ⅲ	3	1	
		整形外科学(スポーツ医学を含む)	2	1	
		リハビリテーション医学Ⅰ	2	1	
		リハビリテーション医学Ⅱ	3	1	
		診療所実習	3	1	
		臨床医学演習Ⅰ	4	1	
		臨床医学演習Ⅱ	4	1	
		臨床医学演習Ⅲ	4	2	
		臨床医学演習Ⅳ	4	1	
		メンタルヘルスクエア学	2	1	
		救急学	3	1	
栄養学(スポーツ栄養学を含む)	3	1			
専門科目	鍼灸医学の基礎	鍼灸と統合医療(代替医療)	3	1	選択科目10単位以上修得
		鍼灸安全学	2	1	
		鍼灸の基礎	1	1	
		経絡経穴学Ⅰ	1	2	
		経絡経穴学Ⅱ	1	2	
		東洋医学概論Ⅰ	1	2	
		東洋医学概論Ⅱ	2	2	
		鍼灸東洋医学臨床論	3	1	
		鍼灸治療理論Ⅰ	2	1	
		鍼灸治療理論Ⅱ	3	2	
		鍼灸治療理論Ⅲ	4	1	
		臨床効果の評価法	3	1	
		症例報告の書き方・発表の仕方	4	1	
		触診解剖と刺鍼手技	2	1	
		基礎施灸手技実習	1	2	
		基礎刺鍼手技実習	1	2	
		臨床鍼灸手技実習Ⅰ	2	1	
		臨床鍼灸手技実習Ⅱ	2	1	
		鍼灸理論演習	4	1	
		鍼灸東洋医学演習Ⅰ	3	1	
		鍼灸東洋医学演習Ⅱ	3	1	
		鍼灸医学総合演習Ⅰ	4	1	
		鍼灸医学総合演習Ⅱ	4	2	
		鍼灸治療理論実習	3	1	
		鍼灸の歴史	2	1	
		鍼灸施術と運動	2	1	

専門科目	鍼灸医学の臨床	理学的検査法実習	2	1	
		整形外科臨床鍼灸学Ⅰ	2	2	
		整形外科臨床鍼灸学Ⅱ	3	1	
		神経内科臨床鍼灸学	3	1	
		内科臨床鍼灸学Ⅰ(病態生理学を含む)	3	1	
		内科臨床鍼灸学Ⅱ(老年臨床鍼灸学を含む)	3	1	
		カンファレンス(症例検討)	4	1	
		学外関連施設実習(見学実習)	4	1	
		附属鍼灸センター実習Ⅰ	4	1	
		附属鍼灸センター実習Ⅱ	4	1	
		医療面接	3	2	
		レディース臨床鍼灸学	3		1
		泌尿器・皮膚科臨床鍼灸学	4		1
		眼科・耳鼻科臨床鍼灸学	4		1
		スポーツ鍼灸学Ⅰ	3	1	
		スポーツ鍼灸学Ⅱ	4	1	
		日本伝統鍼灸治療学	3	1	
中医鍼灸治療学	4		1		
臨床研究実習	4		4		
国際鍼灸研修	2~4		1		
卒業研究Ⅰ	3	1			
卒業研究Ⅱ	4	2			
合計				109	27
				136	

区分	授業科目	開講年次	単位数	備考	
			自由		
アスレティックトレーナー・スポーツプログラマー・健康運動実践指導者科目	共通科目	スポーツ組織論	1	1	
		体育発達論	2	1	
		スポーツ心理学総論	2	1	
		スポーツ指導論	1	1	
		トレーニング科学総論	2	1	
		スポーツ医学総論	2	1	
	専門科目	アスレティックトレーナーの役割	1	1	
		トレーニング科学	4	1	
		スポーツ・バイオメカニクス	3	1	
		運動生理学	3	1	
		スポーツ心理学	4	1	
		スポーツ外傷障害の基礎知識	3	1	
		健康管理とスポーツ医学	3	1	
		身体検査・測定と評価(体力測定を含む)	2	1	
		予防とコンディショニングⅠ	2	1	
		予防とコンディショニングⅡ(テーピング・ストレッチングを含む)	3	1	
		予防とコンディショニングⅢ	4	1	
		アスレティックリハビリテーションⅠ	3	1	
		アスレティックリハビリテーションⅡ	3	1	
	アスレティックリハビリテーションⅢ	4	1		
	スポーツ栄養学	4	1		
	健康運動実践指導者科目	エアロビック運動の実際Ⅰ	2	1	
		エアロビック運動の実際Ⅱ	3	1	
		トレーニングの理論と実際	2	1	
		健康づくりと運動プログラム	2	1	
	アスレティックトレーナー 現場実習科目	現場実習Ⅰ	1	1	
		現場実習Ⅱ	2	1	
		現場実習Ⅲ	2	1	
		現場実習Ⅳ	3	1	
		現場実習Ⅴ	3	2	
	合計				31

別表2 保健医療学部 柔道整復学科

区分	授業科目	開講 年次	単位数		備考		
			必修	選択			
共通基礎科目	自然の科学	生き物の科学(生物学)	1		2	選択科目10単位以上修得	
		物質の反応(化学)	1		2		
		物質の科学(物理学)	1		2		
	人間と社会	教養特講	1	1			
		法学(日本国憲法)	1		2		
		心理学概論	1		2		
		社会保障の基礎	1		2		
	健康科学	健康の創造(体育理論)	1		1		
		健康スポーツ(体育実技)	1		1		
		栄養学(スポーツ栄養学を含む)	3		1		
		薬物療法学	2		1		
		生化学	1	1			
	言語とコミュニケーション	英語 I	1	1			選択科目1単位以上修得
		英語 II	1		1		
		英語コミュニケーション	1		1		
中国語		1		1			
処情報	情報リテラシー I	1	1				
	情報リテラシー II	1	1				
専門基礎科目	人体の構造と機能	解剖学 I	1	2			
		解剖学 II	1	1			
		解剖学 III	2	1			
		解剖学実習	2	1			
		生理解学 I	1	2			
		生理解学 II	1	1			
		生理解学 III	2	1			
		生理解学 IV	2	1			
		生理解学実習	3	1			
		運動学 I	3	2			
		運動学 II	3	2			
		運動学実習	4	1			

専門基礎科目	疾病と傷害	病 理 学 I	2	2		
		病 理 学 II	2	1		
		病 理 学 実 習	3	1		
		一 般 臨 床 医 学 I	2	2		
		一 般 臨 床 医 学 II	2	1		
		一 般 臨 床 医 学 III	3	1		
		一 般 臨 床 医 学 IV	3	1		
		外 科 学 概 論 I	2	2		
		外 科 学 概 論 II	2	1		
		外 科 学 概 論 III	3	1		
		救 急 法	3	1		
		整 形 外 科 学 I	2	2		
		整 形 外 科 学 II	2	2		
		整 形 外 科 学 III	3	1		
整 形 外 科 学 IV	3	2				
リハビリテーション医学 I	2	2				
リハビリテーション医学 II	2	1				
リハビリテーション医学実習	3	1				
専門基礎科目	保健医療福祉と柔道整復の理念	柔 道 整 復 の 歴 史	1	2		
		関 係 法 規	3	2		
		柔 整 医 療 安 全 学	2	2		
		社会保険制度と職業倫理(生命医療倫理を含む)	2	2		
		研 究 の 展 開	3	1		
		柔 道 I	1	1		
		柔 道 II	1	1		
		柔 道 III	2	1		
		柔 道 IV	2	1		
		柔 道 V	3	1		
衛 生 学 ・ 公 衆 衛 生 学 I	2	2				
衛 生 学 ・ 公 衆 衛 生 学 II	3	1				
衛 生 学 ・ 公 衆 衛 生 学 III	3	1				
専門科目	基礎柔道整復学	運 動 器 系 の 解 剖 I	1	2		
		運 動 器 系 の 解 剖 II	1	1		
		骨 の 損 傷 概 論 I	1	2		
		骨 の 損 傷 概 論 II	1	2		
		関 節 の 損 傷 概 論	1	2		
		軟 部 組 織 損 傷 概 論	1	2		

臨床柔道整復学	上肢の骨折理論 I	2	1		
	上肢の骨折理論 II	2	1		
	下肢・体幹の骨折理論 I	2	1		
	下肢・体幹の骨折理論 II	2	1		
	上肢の脱臼理論 I	2	1		
	上肢の脱臼理論 II	2	1		
	下肢・体幹(顎関節を含む)の脱臼理論	3	1		
	軟部組織損傷各論 I	2	1		
	軟部組織損傷各論 II	2	1		
	後療法学	2	2		
	画像診断学	1	1		
	柔道整復学理論総合演習 I	4	1		
	柔道整復学理論総合演習 II	4	1		
	柔道整復学理論総合演習 III	4	1		
	柔道整復学理論総合演習 IV	4	1		
柔道整復学理論総合演習 V	4	1			
専門科目 柔道整復実技	包帯実技 I	1	1		
	包帯実技 II	1	1		
	上肢の骨折実技 I	3	1		
	上肢の骨折実技 II	3	1		
	上肢の骨折実技 III	3	1		
	上肢の骨折実技 IV	3	1		
	下肢・体幹の骨折実技 I	3	1		
	下肢・体幹の骨折実技 II	3	1		
	下肢・体幹の骨折実技 III	4	1		
	上肢の脱臼実技 I	3	1		
	上肢の脱臼実技 II	3	1		
	下肢(顎関節を含む)の脱臼実技	4	1		
	軟部組織損傷の実技 I	4	1		
	軟部組織損傷の実技 II	4	1		
	運動器の外傷実技	4	1		
高齢者・競技者の外傷予防	3	2			
臨床実習	臨床実習 I	1	1		
	臨床実習 II	2	1		
	臨床実習 III	2	1		
	臨床実習 IV	3	1		
	臨床実習 V	3	1		
	臨床実習 VI	4	1		
卒業研究	卒業研究 I	3	1		
	卒業研究 II	4	2		
合計			118	19	
			137		

区分		授業科目	開講年次	単位数	備考
				自由	
アスレティックトレーナー・スポーツプログラマー・健康運動実践指導者科目	共通科目	スポーツ組織論	1	1	
		体育発達論	2	1	
		スポーツ心理学総論	2	1	
		スポーツ指導論	1	1	
		トレーニング科学総論	2	1	
		スポーツ医学総論	2	1	
	専門科目	アスレティックトレーナーの役割	1	1	
		トレーニング科学	4	1	
		スポーツ・バイオメカニクス	3	1	
		運動生理学	3	1	
		スポーツ心理学	4	1	
		スポーツ外傷障害の基礎知識	3	1	
		健康管理とスポーツ医学	3	1	
		身体検査・測定と評価(体力測定を含む)	2	1	
		予防とコンディショニングⅠ	2	1	
		予防とコンディショニングⅡ(テーピング・ストレッチングを含む)	3	1	
		予防とコンディショニングⅢ	4	1	
		アスレティックリハビリテーションⅠ	3	1	
		アスレティックリハビリテーションⅡ	3	1	
	アスレティックリハビリテーションⅢ	4	1		
	スポーツ栄養学	4	1		
	健康運動実践指導者科目	エアロビック運動の実際Ⅰ	2	1	
		エアロビック運動の実際Ⅱ	3	1	
		トレーニングの理論と実際	2	1	
		健康づくりと運動プログラム	2	1	
	アスレティックトレーナー 現場実習科目	現場実習Ⅰ	1	1	
		現場実習Ⅱ	2	1	
		現場実習Ⅲ	2	1	
		現場実習Ⅳ	3	1	
		現場実習Ⅴ	3	2	
	合計				31

別表3 看護学部 看護学科

区分	授業科目	開講 年次	単位数		備考
			必修	選択	
基礎 教養 科目	入門ゼミナール	1	2		選択科目8単位以上修得 ただし、「生き物の科学(生物学)」「物質の反応(化学)」「物質の科学(物理学)」の中から2単位以上修得、「法学(日本国憲法)」「哲学」「社会学」の中から2単位以上修得、「英語Ⅴ」「英語Ⅵ」「英語コミュニケーション」「集中英語演習」「中国語」の中から2単位以上修得
	基礎ゼミナール	2	2		
	生き物の科学(生物学)	1		2	
	物質の反応(化学)	1		2	
	物質の科学(物理学)	1		2	
	法学(日本国憲法)	1		2	
	哲学	1		2	
	社会学	1		2	
	心理学概論	1	2		
	発達心理学	1	2		
	コミュニケーション論	1	1		
	健康の創造(体育理論)	1		1	
	健康スポーツ(体育実技)	1		1	
	英語Ⅰ(精読入門)	1	1		
	英語Ⅱ(精読実践)	1	1		
	英語Ⅲ(速読入門)	2	1		
	英語Ⅳ(速読実践)	2	1		
	英語Ⅴ(原書精読)	4		1	
	英語Ⅵ(原書速読)	4		1	
	英語コミュニケーション	1		1	
	集中英語演習	2		1	
	中国語	1		1	
	情報リテラシー入門	1	1		
情報リテラシー実践	1		1		
生化学	1	2			
栄養学と食育	1	1			
東洋医学特講	2	1			
専門 基礎 科目	人体 の 構造 と 機能	人体の構造Ⅰ(臓性系)	1	2	
		人体の構造Ⅱ(体性系)	1	1	
		人体の構造Ⅲ(体表・映像・模型解剖学)	1	1	
		人体の機能Ⅰ(動物性機能)	1	2	
		人体の機能Ⅱ(植物性機能)	1	2	

専門基礎科目	疾病の成り立ちと回復促進	病理学概論	1	2		
		臨床薬理学概論	2	2		
		臨床疾患学Ⅰ(内科系)	2	4		
		臨床疾患学Ⅱ(外科系)	2	2		
		臨床疾患学Ⅲ(整形・リハビリテーション・老年医学)	2	2		
		臨床疾患学Ⅳ(小児)	2	1		
		臨床疾患学Ⅴ(精神)	2	1		
		生体防御学	2	1		
		病態生理学	1	1		
	健康支援と社会保障制度	公衆衛生学	2	1		
		疫学・保健統計学	3		2	
		保健医療福祉行政論	2	1		
		社会保障・社会福祉の基礎	1	2		
		医療関連法規	2	2		
専門科目	看護学の基盤	看護学概論	1	2		
		看護理論の基礎	1	1		
		基礎看護方法論Ⅰ(日常生活の援助技術)	1	2		
		基礎看護方法論Ⅱ(診療の補助技術)	2	2		
		基礎看護方法論Ⅲ(経過・治療・症状別の援助技術)	2	1		
		フィジカルアセスメント	1	1		
		看護過程論	2	2		
		看護倫理学	2	1		
		導入基礎実習	1	1		
		基礎看護学実習	2	2		
	領域別看護実践	成人看護学	成人看護学概論	2	2	
			急性期看護論	3	1	
			周術期看護演習	3	1	
			周術期看護実習	3	2	
慢性期・終末期看護論Ⅰ(支援の実際)			3	2		
慢性期・終末期看護論Ⅱ(看護過程)			3	1		
慢性期・終末期看護実習			3	2		
老年看護学		老年看護学概論	2	2		
		老年看護援助論	3	2		
		コミュニケーション実習	1	1		
		老年看護学実習	3	3		
母性看護学		ウイメンズヘルス看護学概論	2	2		
		母性看護援助論	3	2		
		母性看護学実習	3	2		

疫学・保健統計学は保健師
国家試験受験資格を得るた
めの選択科目

専門科目	領域別看護実践	小児看護学	小児看護学概論	2	2		
			小児看護学援助論	3	2		
			小児看護学実習	3	2		
			小児療育実習	3	1		
		精神看護学	精神看護学概論	2	2		
			精神看護学援助論	3	2		
			精神看護学実習	3	2		
			地域精神保健実習	4	1		
	地域看護学	在宅看護学	在宅看護学概論	2	2		
			在宅看護学援助論Ⅰ(看護過程の展開)	2	1		
			在宅看護学援助論Ⅱ(活動の実際)	4	1		
			在宅看護学実習	4	2		
		公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2	2		
			公衆衛生看護学各論	3		2	公衆衛生看護学各論、産業保健看護学・学校保健活動論、公衆衛生看護学管理論、健康教育・保健指導の理論と実際、コミュニティヘルスアセスメント及び公衆衛生看護学実習は保健師国家試験受験資格を得るための選択必修科目
			産業保健看護学・学校保健活動論	3		1	
			公衆衛生看護学管理論	4		1	
			健康教育・保健指導の理論と実際	3		1	
			コミュニティヘルスアセスメント	3		1	
		公衆衛生看護学実習	4		5		
		看護の統合と実践	国際看護論	2		1	公衆衛生看護学研究を履修しないものは必ず研究ゼミナールⅡを履修すること。なお、公衆衛生看護学研究と研究ゼミナールⅡは両方履修することができる。
			国際看護研修Ⅰ(シンガポール)	3		1	
			国際看護研修Ⅱ(オーストラリア)	3		1	
	看護管理学		4	2			
	看護情報学		2	1			
	看護研究の基礎		2	1			
	統合実習		4	2			
	研究ゼミナールⅠ(研究計画の立案)		3	2			
	研究ゼミナールⅡ(研究の実際)		4		2		
	公衆衛生看護学研究		4		2		
	シミュレーション演習		4	1			
	総合演習Ⅰ(看護知識の整理と統合)	4		2			
	総合演習Ⅱ(公衆衛生看護活動の展開)	4		2			
	合 計					119	44
					163		

別表4 卒業所定単位数

(1) 保健医療学部 鍼灸学科

区 分		単 位 数		
		必 修	選 択	合 計
共通基礎科目	自然の科学	6単位	—	18単位以上
	人間と社会	3単位	5単位以上	
	言語とコミュニケーション	2単位		
	情報処理	2単位	—	
専門基礎科目	医学教養	5単位	10単位以上	106単位以上
	現代医学の基礎	24単位		
	現代医学の臨床	15単位		
専門科目	鍼灸医学の基礎	33単位	—	
	鍼灸医学の臨床	16単位	—	
	国際鍼灸研修	—	—	
	卒業研究Ⅰ	1単位	—	
	卒業研究Ⅱ	2単位	—	
合 計		109単位	15単位以上	124単位以上

(2) 保健医療学部 柔道整復学科

区 分		単 位 数		
		必 修	選 択	合 計
共通基礎科目	自然の科学	—	10単位以上	16単位以上
	人間と社会	1単位		
	健康科学	1単位		
	言語とコミュニケーション	1単位	1単位以上	
	情報処理	2単位	—	
専門基礎科目	人体の構造と機能	16単位	—	59単位以上
	疾病と障害	25単位	—	
	保健医療福祉と柔道整復の理念	18単位	—	
専門科目	基礎柔道整復学	11単位	—	45単位
	臨床柔道整復学	17単位	—	
	柔道整復実技	17単位	—	
	臨床実習	6単位	—	6単位
	卒業研究Ⅰ	1単位	—	3単位
	卒業研究Ⅱ	2単位	—	
合 計		118単位	11単位以上	129単位以上

(3) 看護学部 看護学科

区 分		単 位 数			
		必 修	選 択	合 計	
基礎教養科目		18単位	8単位以上	26単位以上	
専門基礎科目	人体の構造と機能	8単位	—	30単位	
	疾病の成り立ちと回復促進	16単位	—		
	健康支援と社会保障制度	6単位	—		
専門科目	看護学の基盤	15単位	—	75単位	
	領域別看護実践	成人看護学	11単位		—
		老年看護学	8単位		—
		母性看護学	6単位		—
		小児看護学	7単位		—
		精神看護学	7単位		—
	地域看護学	在宅看護学	6単位		—
		公衆衛生看護学	2単位		—
	看護の統合と実践	9単位	4単位		
合 計		119単位	12単位以上	131単位以上	

別表 5

入学金、授業料、入学検定料等

(単位 円)

学部・学科	学 年	入学金	授業料	施設設備費	実験実習費	合計	入学検定料
保健医療学部 鍼灸学科	1年次	300,000	1,200,000	350,000 ※450,000	100,000	1,950,000 ※2,050,000	35,000
	2年次		1,200,000	350,000 ※450,000	400,000	1,950,000 ※2,050,000	
	3年次		1,200,000	350,000 ※450,000	400,000	1,950,000 ※2,050,000	
	4年次		1,200,000	350,000 ※450,000	400,000	1,950,000 ※2,050,000	
保健医療学部 柔道整復学科	1年次	300,000	1,200,000	350,000 ※450,000	100,000	1,950,000 ※2,050,000	35,000
	2年次		1,200,000	350,000 ※450,000	400,000	1,950,000 ※2,050,000	
	3年次		1,200,000	350,000 ※450,000	400,000	1,950,000 ※2,050,000	
	4年次		1,200,000	350,000 ※450,000	400,000	1,950,000 ※2,050,000	
看護学部 看護学科	1年次	300,000	1,100,000	350,000	150,000	1,900,000	35,000
	2年次		1,100,000	350,000	350,000	1,800,000	
	3年次		1,100,000	350,000	350,000	1,800,000	
	4年次		1,100,000	350,000	350,000	1,800,000	

※AT・健康運動実践指導者コースを選択した場合